

別表（第7条関係）

減免対象者	減免対象施設等	減免額
<p>一 1 身体障害者手帳の交付と受けている者</p> <p>2 戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>3 療育手帳の交付を受けている者</p> <p>4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>	<p>宿泊研修所の大広間、小広間及び宿泊室の宿泊利用</p>	<p>利用料金の額の二分の一に相当する額</p>
<p>二 1 教育又は訓練を目的とした幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者の一〇人以上の団体</p> <p>2 1の団体の引率者</p>	<p>宿泊研修所の大広間及び小広間の宿泊利用</p>	<p>利用料金の額の二分の一に相当する額</p>
<p>三 1 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあっては園長）が学校教育活動であることを証明した場合における当該幼保連携型認定こども園の園児又は当該幼稚園の園児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者の団体及びその引率者</p> <p>2 社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために利用する場合の当該団体</p>	<p>宿泊研修所の大広間、小広間、イベントホール、大研修室及び小研修室の一時使用</p>	<p>利用料金の額の五分の一に相当する額</p>
<p>四 知事が別に定めた者</p>	<p>県民の浜の施設等</p>	<p>知事が別に定めた額</p>